熊本県公報

第１３１７５号
令和４年(2022年)
10月28日(金)
(毎週　火・金発行)

目　次

告　　示

○漁船保険義務加入に係る指定漁船調書の縦覧（大道加入区）・・・（団体支援課）　2
○道路の区域変更・・・

実施・・（デジタル戦略推進課）　17

告　　示

熊本県告示第７３３号

漁船損害等補償法（昭和２７年法律第２８号。以下「法」という。）第１１２条第１項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和２７年政令第６８号）第５条第１項の規定による届出があったので、同条第３項の規定により次の表のとおり公示する。

なお、令和４年（２０２２年）１０月２８日から令和４年（２０２２年）１１月１１日までの間、次の表の縦覧場所に掲げる場所において、当該届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

令和４年（２０２２年）１０月２８日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

加入区の名称	発起人の住所及び氏名	法第１１３条第１項の申出をする漁業協同組合	縦覧場所
大道加入区	上天草市龍ヶ岳町大道１０５４番地１０号 山本　太陽 上天草市龍ヶ岳町大道１０１８番地 尾上　秀張 上天草市龍ヶ岳町大道１５２８番地 森　繁安	大道漁業協同組合	大道漁業協同組合

熊本県告示第７３４号

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第１項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和４年（２０２２年）１０月２８日から６０日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和４年（２０２２年）１０月２８日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
一般県道	津留鹿本線	山鹿市久原字底原５１２６番１地先から同所５０６５番２地先まで	前	4.4～8.8	203.2	活力創出基盤交付金
			後	9.8～13.9	203.2	

２　区域を変更する期日　令和４年（２０２２年）１０月２８日

熊本県告示第７３５号

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第１項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和４年（２０２２年）１０月２８日から６０日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和４年（２０２２年）１０月２８日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
一般県道	三本松甲佐線	下益城郡美里町甲佐平４２９番３地先から下益城郡美里町豊富	前	4.7～15.7	310.7	活力創出基盤交付金

		１２０番地先まで	後	9.4 ～ 27.4	295.0	

２　区域を変更する期日　令和４年（２０２２年）１０月２８日

熊本県告示第７３６号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成１４年法律第８８号）第２８条第１項の規定により、鳥獣保護区の指定の変更をするので、同条第９項において読み替えて準用する同法第１５条第２項の規定により次のとおり告示する。

令和４年（２０２２年）１０月２８日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　名称　冠ヶ岳鳥獣保護区
２　区域　西原村（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
３　面積　６６３ヘクタール
４　存続期間　令和４年（２０２２年）１１月１日から令和１０年（２０２８年）１０月３１日まで
５　鳥獣保護区の保護に関する指針

県は、生息する鳥獣の保護を図るため、職員及び鳥獣保護管理員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、西原村等関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。

また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護管理員による巡視活動等による適切な指導を行う。

なお、鳥獣保護区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があった場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

熊本県告示第７３７号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成１４年法律第８８号）第２８条第７項ただし書の規定により、鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第９項において読み替えて準用する同法第１５条第２項の規定により次のとおり告示する。

令和４年（２０２２年）１０月２８日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　名称　戸馳鳥獣保護区
２　区域　宇城市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
３　面積　６９３ヘクタール
４　存続期間　令和４年（２０２２年）１１月１日から令和１４年（２０３２年）１０月３１日まで
５　鳥獣保護区の保護に関する指針

県は、生息する鳥獣の保護を図るため、職員及び鳥獣保護管理員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、宇城市等関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。

また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護管理員の巡視活動等による適切な指導を行う。

なお、鳥獣保護区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があった場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

熊本県告示第７３８号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成１４年法律第８８号）第２８条第７項ただし書の規定により、鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第９項において読み替えて準用する同法第１５条第２項の規定により次のとおり告示する。

令和４年（２０２２年）１０月２８日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　名称　金峰山鳥獣保護区
２　区域　熊本市、玉名市及び玉東町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）

３　面積　４，８３５ヘクタール
４　存続期間　令和４年（２０２２年）１１月１日から令和１４年（２０３２年）１０月３１日まで
５　鳥獣保護区の保護に関する指針
　県は、生息する鳥獣の保護を図るため、職員及び鳥獣保護管理員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、熊本市等関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。
　また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護管理員の巡視活動等による適切な指導を行う。
　なお、鳥獣保護区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があった場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

熊本県告示第７３９号
　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成１４年法律第８８号）第２８条第７項ただし書の規定により、鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第９項において読み替えて準用する同法第１５条第２項の規定により次のとおり告示する。
　令和４年（２０２２年）１０月２８日
熊本県知事　蒲　島　郁　夫
１　名称　矢護山鳥獣保護区
２　区域　大津町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
３　面積　１，２１０ヘクタール
４　存続期間　令和４年（２０２２年）１１月１日から令和１４年（２０３２年）１０月３１日まで
５　鳥獣保護区の保護に関する指針
　県は、生息する鳥獣の保護を図るため、職員及び鳥獣保護管理員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、大津町等関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。
　また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護管理員の巡視活動等による適切な指導を行う。
　なお、鳥獣保護区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があった場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

熊本県告示第７４０号
　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成１４年法律第８８号）第２８条第７項ただし書の規定により、鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第９項において読み替えて準用する同法第１５条第２項の規定により次のとおり告示する。
　令和４年（２０２２年）１０月２８日
熊本県知事　蒲　島　郁　夫
１　名称　南宮原鳥獣保護区
２　区域　阿蘇市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
３　面積　４１０ヘクタール
４　存続期間　令和４年（２０２２年）１１月１日から令和１４年（２０３２年）１０月３１日まで
５　鳥獣保護区の保護に関する指針
　県は、生息する鳥獣の保護を図るため、職員及び鳥獣保護管理員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、阿蘇市等関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。
　また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護管理員の巡視活動等による適切な指導を行う。
　なお、鳥獣保護区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があった場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

熊本県告示第７４１号
　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成１４年法律第８８号）第２

８条第７項ただし書の規定により、鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第９項において読み替えて準用する同法第１５条第２項の規定により次のとおり告示する。

令和４年（２０２２年）１０月２８日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　名称　内大臣鳥獣保護区
２　区域　山都町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
３　面積　１，６１０ヘクタール
４　存続期間　令和４年（２０２２年）１１月１日から令和１４年（２０３２年）１０月３１日まで
５　鳥獣保護区の保護に関する指針

県は、生息する鳥獣の保護を図るため、職員及び鳥獣保護管理員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、山都町等関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。

また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護管理員の巡視活動等による適切な指導を行う。

なお、鳥獣保護区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があった場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

熊本県告示第７４２号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成１４年法律第８８号）第２８条第７項ただし書の規定により、鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第９項において読み替えて準用する同法第１５条第２項の規定により次のとおり告示する。

令和４年（２０２２年）１０月２８日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　名称　江津鳥獣保護区
２　区域　熊本市及び嘉島町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
３　面積　４６２ヘクタール
４　存続期間　令和４年（２０２２年）１１月１日から令和１４年（２０３２年）１０月３１日まで
５　鳥獣保護区の保護に関する指針

県は、生息する鳥獣の保護を図るため、職員及び鳥獣保護管理員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、熊本市等関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。

また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護管理員の巡視活動等による適切な指導を行う。

なお、鳥獣保護区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があった場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

熊本県告示第７４３号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成１４年法律第８８号）第２８条第７項ただし書の規定により、鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第９項において読み替えて準用する同法第１５条第２項の規定により次のとおり告示する。

令和４年（２０２２年）１０月２８日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　名称　樅木鳥獣保護区
２　区域　八代市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
３　面積　２，４９０ヘクタール
４　存続期間　令和４年（２０２２年）１１月１日から令和１４年（２０３２年）１０月３１日まで
５　鳥獣保護区の保護に関する指針

県は、生息する鳥獣の保護を図るため、職員及び鳥獣保護管理員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、八代市等関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。

また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護管理員の巡視

活動等による適切な指導を行う。
なお、鳥獣保護区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があった場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

熊本県告示第７４４号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成１４年法律第８８号）第２８条第７項ただし書の規定により、鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第９項において読み替えて準用する同法第１５条第２項の規定により次のとおり告示する。

令和４年（２０２２年）１０月２８日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　名称　舞鶴公園鳥獣保護区
２　区域　津奈木町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
３　面積　４５ヘクタール
４　存続期間　令和４年（２０２２年）１１月１日から令和１４年（２０３２年）１０月３１日まで
５　鳥獣保護区の保護に関する指針
県は、生息する鳥獣の保護を図るため、職員及び鳥獣保護管理員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、津奈木町等関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。
また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護管理員の巡視活動等による適切な指導を行う。
なお、鳥獣保護区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があった場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

熊本県告示第７４５号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成１４年法律第８８号）第２８条第７項ただし書の規定により、鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第９項において読み替えて準用する同法第１５条第２項の規定により次のとおり告示する。

令和４年（２０２２年）１０月２８日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　名称　譲葉鳥獣保護区
２　区域　球磨村（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
３　面積　４２０ヘクタール
４　存続期間　令和４年（２０２２年）１１月１日から令和１４年（２０３２年）１０月３１日まで
５　鳥獣保護区の保護に関する指針
県は、生息する鳥獣の保護を図るため、職員及び鳥獣保護管理員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、球磨村等関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。
また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護管理員の巡視活動等による適切な指導を行う。
なお、鳥獣保護区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があった場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

熊本県告示第７４６号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成１４年法律第８８号）第２８条第７項ただし書の規定により、鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第９項において読み替えて準用する同法第１５条第２項の規定により次のとおり告示する。

令和４年（２０２２年）１０月２８日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　名称　大師鳥獣保護区
２　区域　多良木町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
３　面積　２，６７０ヘクタール

４　存続期間　令和４年（２０２２年）１１月１日から令和１４年（２０３２年）１０月３１日まで
５　鳥獣保護区の保護に関する指針
　県は、生息する鳥獣の保護を図るため、職員及び鳥獣保護管理員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、多良木町等関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。
　また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護管理員の巡視活動等による適切な指導を行う。
　なお、鳥獣保護区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があった場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

熊本県告示第７４７号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成１４年法律第８８号）第２８条第７項ただし書の規定により、鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第９項において読み替えて準用する同法第１５条第２項の規定により次のとおり告示する。

令和４年（２０２２年）１０月２８日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　名称　清願寺ダム鳥獣保護区
２　区域　あさぎり町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
３　面積　２１ヘクタール
４　存続期間　令和４年（２０２２年）１１月１日から令和１４年（２０３２年）１０月３１日まで
５　鳥獣保護区の保護に関する指針
　県は、生息する鳥獣の保護を図るため、職員及び鳥獣保護管理員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、あさぎり町等関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。
　また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護管理員の巡視活動等による適切な指導を行う。
　なお、鳥獣保護区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があった場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

熊本県告示第７４８号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成１４年法律第８８号）第２８条第７項ただし書の規定により、鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第９項において読み替えて準用する同法第１５条第２項の規定により次のとおり告示する。

令和４年（２０２２年）１０月２８日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　名称　大畑鳥獣保護区
２　区域　人吉市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
３　面積　２３２ヘクタール
４　存続期間　令和４年（２０２２年）１１月１日から令和１４年（２０３２年）１０月３１日まで
５　鳥獣保護区の保護に関する指針
　県は、生息する鳥獣の保護を図るため、職員及び鳥獣保護管理員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、人吉市等関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。
　また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護管理員の巡視活動等による適切な指導を行う。
　なお、鳥獣保護区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があった場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

熊本県告示第７４９号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成１４年法律第８８号）第２８条第７項ただし書の規定により、鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第９項に

おいて読み替えて準用する同法第１５条第２項の規定により次のとおり告示する。

令和４年（２０２２年）１０月２８日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　名称　川口鳥獣保護区

２　区域　水上村（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）

３　面積　２，９５３ヘクタール

４　存続期間　令和４年（２０２２年）１１月１日から令和１４年（２０３２年）１０月３１日まで

５　鳥獣保護区の保護に関する指針

県は、生息する鳥獣の保護を図るため、職員及び鳥獣保護管理員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、水上村等関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。

また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護管理員の巡視活動等による適切な指導を行う。

なお、鳥獣保護区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があった場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

熊本県告示第７５０号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成１４年法律第８８号）第２８条第７項ただし書の規定により、鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第９項において読み替えて準用する同法第１５条第２項の規定により次のとおり告示する。

令和４年（２０２２年）１０月２８日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　名称　宮南鳥獣保護区

２　区域　天草市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）

３　面積　１，４００ヘクタール

４　存続期間　令和４年（２０２２年）１１月１日から令和１４年（２０３２年）１０月３１日まで

５　鳥獣保護区の保護に関する指針

県は、生息する鳥獣の保護を図るため、職員及び鳥獣保護管理員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、天草市等関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。

また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護管理員の巡視活動等による適切な指導を行う。

なお、鳥獣保護区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があった場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

熊本県告示第７５１号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成１４年法律第８８号）第２８条第７項ただし書の規定により、鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第９項において読み替えて準用する同法第１５条第２項の規定により次のとおり告示する。

令和４年（２０２２年）１０月２８日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　名称　富岡鳥獣保護区

２　区域　苓北町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）

３　面積　２５７ヘクタール

４　存続期間　令和４年（２０２２年）１１月１日から令和１４年（２０３２年）１０月３１日まで

５　鳥獣保護区の保護に関する指針

県は、生息する鳥獣の保護を図るため、職員及び鳥獣保護管理員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、苓北町等関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。

また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護管理員の巡視活動等による適切な指導を行う。

なお、鳥獣保護区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があった場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

熊本県告示第７５２号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成１４年法律第８８号）第２８条第７項ただし書の規定により、鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第９項において読み替えて準用する同法第１５条第２項の規定により次のとおり告示する。

令和４年（２０２２年）１０月２８日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　名称　託麻三山鳥獣保護区
２　区域　熊本市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
３　面積　６１０ヘクタール
４　存続期間　令和４年（２０２２年）１１月１日から令和１４年（２０３２年）１０月３１日まで
５　鳥獣保護区の保護に関する指針

県は、生息する鳥獣の保護を図るため、職員及び鳥獣保護管理員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、熊本市等関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。

また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護管理員の巡視活動等による適切な指導を行う。

なお、鳥獣保護区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があった場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

熊本県告示第７５３号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成１４年法律第８８号）第２８条第７項ただし書の規定により、鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第９項において読み替えて準用する同法第１５条第２項の規定により次のとおり告示する。

令和４年（２０２２年）１０月２８日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　名称　松尾西小学校鳥獣保護区
２　区域　熊本市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
３　面積　１４０ヘクタール
４　存続期間　令和４年（２０２２年）１１月１日から令和１４年（２０３２年）１０月３１日まで
５　鳥獣保護区の保護に関する指針

県は、生息する鳥獣の保護を図るため、職員及び鳥獣保護管理員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、熊本市等関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。

また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護管理員の巡視活動等による適切な指導を行う。

なお、鳥獣保護区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があった場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

熊本県告示第７５４号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成１４年法律第８８号）第２８条第７項ただし書の規定により、鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第９項において読み替えて準用する同法第１５条第２項の規定により次のとおり告示する。

令和４年（２０２２年）１０月２８日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　名称　熊本港鳥獣保護区
２　区域　熊本市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
３　面積　７ヘクタール
４　存続期間　令和４年（２０２２年）１１月１日から令和１４年（２０３２年）１０月

３１日まで
５　鳥獣保護区の保護に関する指針
県は、生息する鳥獣の保護を図るため、職員及び鳥獣保護管理員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、熊本市等関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。
また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護管理員の巡視活動等による適切な指導を行う。
なお、鳥獣保護区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があった場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

熊本県告示第７５５号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成１４年法律第８８号）第２８条第７項ただし書の規定により、鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第９項において読み替えて準用する同法第１５条第２項の規定により次のとおり告示する。

令和４年（２０２２年）１０月２８日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　名称　球磨川河口鳥獣保護区
２　区域　八代市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
３　面積　２５３ヘクタール
４　存続期間　令和４年（２０２２年）１１月１日から令和１４年（２０３２年）１０月３１日まで
５　鳥獣保護区の保護に関する指針
県は、生息する鳥獣の保護を図るため、職員及び鳥獣保護管理員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、八代市等関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。
また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護管理員の巡視活動等による適切な指導を行う。
なお、鳥獣保護区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があった場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

熊本県告示第７５６号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成１４年法律第８８号）第２９条第１項の規定により、鳥獣保護区特別保護地区を指定するので、同条第４項において読み替えて準用する同法第１５条第２項の規定により次のとおり告示する。

令和４年（２０２２年）１０月２８日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　名称　川口鳥獣保護区川口特別保護地区
２　区域　水上村（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
３　面積　２０４ヘクタール
４　存続期間　令和４年（２０２２年）１１月１日から令和１４年（２０３２年）１０月３１日まで
５　特別保護地区の保護に関する指針
県は、生息する鳥獣の保護を図るため、職員及び鳥獣保護管理員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、水上村等関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。
また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、特別保護地区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護管理員による巡視活動等による適切な指導を行う。
なお、特別保護地区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があった場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

熊本県告示第７５７号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成１４年法律第８８号）第３４条第１項の規定により休猟区を指定し、併せて同法第１４条第１項の規定により、当該休猟区の全部を第二種特定鳥獣（イノシシ及びニホンジカに限る。）の捕獲等をすること

ができる区域に指定するので、同法第３４条第３項（同法第１４条第４項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和４年（２０２２年）１０月２８日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　名称　上田休猟区
２　区域　小国町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
３　面積　８９５ヘクタール
４　存続期間　令和４年（２０２２年）１１月１日から令和７年（２０２５年）１０月３１日まで

熊本県告示第７５８号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成１４年法律第８８号）第３４条第１項の規定により休猟区を指定し、併せて同法第１４条第１項の規定により、当該休猟区の全部を第二種特定鳥獣（イノシシ及びニホンジカに限る。）の捕獲等をすることができる区域に指定するので、同法第３４条第３項（同法第１４条第４項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和４年（２０２２年）１０月２８日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　名称　保口休猟区
２　区域　八代市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
３　面積　１，４２９ヘクタール
４　存続期間　令和４年（２０２２年）１１月１日から令和７年（２０２５年）１０月３１日まで

熊本県告示第７５９号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成１４年法律第８８号）第３４条第１項の規定により休猟区を指定し、併せて同法第１４条第１項の規定により、当該休猟区の全部を第二種特定鳥獣（イノシシ及びニホンジカに限る。）の捕獲等をすることができる区域に指定するので、同法第３４条第３項（同法第１４条第４項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和４年（２０２２年）１０月２８日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　名称　一武休猟区
２　区域　錦町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
３　面積　１，１１６ヘクタール
４　存続期間　令和４年（２０２２年）１１月１日から令和７年（２０２５年）１０月３１日まで

熊本県告示第７６０号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成１４年法律第８８号）第３５条第１項の規定により、特定猟具使用禁止区域を指定するので、同条第１２項において読み替えて準用する同法第３４条第３項の規定により次のとおり告示する。

令和４年（２０２２年）１０月２８日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　名称　白川特定猟具（銃器）使用禁止区域
２　区域　南阿蘇村（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
３　面積　１２１ヘクタール
４　存続期間　令和４年（２０２２年）１１月１日から令和１４年（２０３２年）１０月３１日まで
５　禁止に係る特定猟具の種類　銃器

熊本県告示第７６１号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成１４年法律第８８号）第３５条第１項の規定により、特定猟具使用禁止区域を指定するので、同条第１２項において読み替えて準用する同法第３４条第３項の規定により次のとおり告示する。

令和４年（２０２２年）１０月２８日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　名称　下赤田特定猟具（銃器）使用禁止区域
２　区域　荒尾市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
３　面積　９６ヘクタール
４　存続期間　令和４年（２０２２年）１１月１日から令和１４年（２０３２年）１０月３１日まで
５　禁止に係る特定猟具の種類　銃器

熊本県告示第７６２号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成１４年法律第８８号）第３５条第１項の規定により、特定猟具使用禁止区域を指定するので、同条第１２項において読み替えて準用する同法第３４条第３項の規定により次のとおり告示する。

令和４年（２０２２年）１０月２８日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　名称　岩原特定猟具（銃器）使用禁止区域
２　区域　山鹿市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
３　面積　１１４ヘクタール
４　存続期間　令和４年（２０２２年）１１月１日から令和１４年（２０３２年）１０月３１日まで
５　禁止に係る特定猟具の種類　銃器

熊本県告示第７６３号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成１４年法律第８８号）第３５条第１項の規定により、特定猟具使用禁止区域を指定するので、同条第１２項において読み替えて準用する同法第３４条第３項の規定により次のとおり告示する。

令和４年（２０２２年）１０月２８日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　名称　熊本空港特定猟具（銃器）使用禁止区域
２　区域　大津町、菊陽町、西原村及び益城町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
３　面積　２，３６７ヘクタール
４　存続期間　令和４年（２０２２年）１１月１日から令和１４年（２０３２年）１０月３１日まで
５　禁止に係る特定猟具の種類　銃器

熊本県告示第７６４号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成１４年法律第８８号）第３５条第１項の規定により、特定猟具使用禁止区域を指定するので、同条第１２項において読み替えて準用する同法第３４条第３項の規定により次のとおり告示する。

令和４年（２０２２年）１０月２８日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　名称　熊本特定猟具（銃器）使用禁止区域
２　区域　熊本市、合志市、菊陽町及び益城町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
３　面積　１４，２８０ヘクタール
４　存続期間　令和４年（２０２２年）１１月１日から令和１４年（２０３２年）１０月３１日まで
５　禁止に係る特定猟具の種類　銃器

熊本県告示第７６５号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成１４年法律第８８号）第３５条第１項の規定により、特定猟具使用禁止区域を指定するので、同条第１２項において読み替えて準用する同法第３４条第３項の規定により次のとおり告示する。

令和４年（２０２２年）１０月２８日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　名称　船塚特定猟具（銃器）使用禁止区域

２　区域　産山村（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
３　面積　２６３ヘクタール
４　存続期間　令和４年（２０２２年）１１月１日から令和１４年（２０３２年）１０月３１日まで
５　禁止に係る特定猟具の種類　銃器

熊本県告示第７６６号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成１４年法律第８８号）第３５条第１項の規定により、特定猟具使用禁止区域を指定するので、同条第１２項において読み替えて準用する同法第３４条第３項の規定により次のとおり告示する。

令和４年（２０２２年）１０月２８日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　名称　高遊特定猟具（銃器）使用禁止区域
２　区域　西原村（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
３　面積　２７３ヘクタール
４　存続期間　令和４年（２０２２年）１１月１日から令和１４年（２０３２年）１０月３１日まで
５　禁止に係る特定猟具の種類　銃器

熊本県告示第７６７号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成１４年法律第８８号）第３５条第１項の規定により、特定猟具使用禁止区域を指定するので、同条第１２項において読み替えて準用する同法第３４条第３項の規定により次のとおり告示する。

令和４年（２０２２年）１０月２８日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　名称　白水特定猟具（銃器）使用禁止区域
２　区域　南阿蘇村（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
３　面積　４４０ヘクタール
４　存続期間　令和４年（２０２２年）１１月１日から令和１４年（２０３２年）１０月３１日まで
５　禁止に係る特定猟具の種類　銃器

熊本県告示第７６８号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成１４年法律第８８号）第３５条第１項の規定により、特定猟具使用禁止区域を指定するので、同条第１２項において読み替えて準用する同法第３４条第３項の規定により次のとおり告示する。

令和４年（２０２２年）１０月２８日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　名称　嘉島特定猟具（銃器）使用禁止区域
２　区域　熊本市及び嘉島町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
３　面積　１４４ヘクタール
４　存続期間　令和４年（２０２２年）１１月１日から令和１４年（２０３２年）１０月３１日まで
５　禁止に係る特定猟具の種類　銃器

熊本県告示第７６９号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成１４年法律第８８号）第３５条第１項の規定により、特定猟具使用禁止区域を指定するので、同条第１２項において読み替えて準用する同法第３４条第３項の規定により次のとおり告示する。

令和４年（２０２２年）１０月２８日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　名称　西の浦特定猟具（銃器）使用禁止区域
２　区域　水俣市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）

３　面積　３３８ヘクタール
４　存続期間　令和４年（２０２２年）１１月１日から令和１４年（２０３２年）１０月３１日まで
５　禁止に係る特定猟具の種類　銃器

熊本県告示第７７０号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成１４年法律第８８号）第３５条第１項の規定により、特定猟具使用禁止区域を指定するので、同条第１２項において読み替えて準用する同法第３４条第３項の規定により次のとおり告示する。

令和４年（２０２２年）１０月２８日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　名称　砂原特定猟具（銃器）使用禁止区域
２　区域　熊本市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
３　面積　５２０ヘクタール
４　存続期間　令和４年（２０２２年）１１月１日から令和１４年（２０３２年）１０月３１日まで
５　禁止に係る特定猟具の種類　銃器

熊本県告示第７７１号

身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）第１５条第１項の規定により身体障害者手帳の交付に係る診断を行う医師として次の医師を指定したので、熊本県身体障害者福祉法施行細則（平成７年熊本県規則第１６号）第２条第１項の規定により告示する。

令和４年（２０２２年）１０月２８日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

診療科目	医師の氏名	医療機関の名称及び所在地	指定年月日
リハビリテーション科	佐藤　翔	社会医療法人令和会　熊本リハビリテーション病院 菊池郡菊陽町曲手７６０	令和４年（２０２２年）９月３０日
整形外科	石井　一誠	大津中村整形外科 菊池郡大津町室５３２－１	令和４年（２０２２年）９月３０日

熊本県告示第７７２号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和４０年政令第１４号）第４９条の規定により次のとおり告示する。

なお、その関係図書は、熊本県土木部河川港湾局河川課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。

令和４年（２０２２年）１０月２８日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　河川の名称
　一級河川緑川水系布田川
２　廃川敷地等が生じた年月日
　令和４年（２０２２年）１０月２８日
３　廃川敷地等の位置
　阿蘇郡西原村大字布田字上玉田１９８１番地先
４　廃川敷地等の種類及び数量
　土地　４８６．６９平方メートル

熊本県告示第７７３号

公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和３２年厚生省令第３８号）第２条の規定により、公衆浴場入浴料金の統制額を次のように指定し、令和４年（２０２２年）１１月１日から施行する。

なお、平成２６年（２０１４年）１１月２８日熊本県告示第１１２７号（公衆浴場入浴料金の統制額の指定）は、令和４年（２０２２年）１０月３１日限り廃止する。

令和４年（２０２２年）１０月２８日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　公衆浴場入浴料金の統制額

区　分	大人（１２歳以上の者）１人	中人（６歳以上１２歳未満の者）１人	小人（６歳未満の者）１人

統制額	４５０円	１５０円	８０円

２　熊本県公衆浴場基準条例（昭和４０年熊本県条例第４６号）第２条第２号に規定するその他の公衆浴場の入浴料金については、前項の規定は、適用しない。

熊本県告示第７７４号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第２９条第１項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第５１条の規定により公示する。

令和４年（２０２２年）１０月２８日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
就労継続支援Ｂ型　ルース 宇城市松橋町松橋１７９３	株式会社　パレット 宇城市三角町郡浦５８５ 寺尾　拓朗	就労継続支援Ｂ型	令和４年（２０２２年）１１月１日

熊本県告示第７７５号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第３７２号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和４年（２０２２年）１０月２８日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　競争入札に付する事項

令和５年度（２０２３年度）～令和９年度（２０２７年度）行政業務支援システム運用管理等業務

２　入札参加資格

物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成１８年熊本県告示第５２１号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」、営業種目が「情報処理業務（情報システム全般の設計、開発、維持管理）」に登録されている者であること。

なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、３に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。

３　入札参加資格を得るための申請方法等

(1)　申請の方法

２の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し(2) の場所に持参又は郵送により提出すること。

(2)　競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先

熊本県出納局管理調達課管理班

郵便番号　８６２－８５７０　熊本市中央区水前寺六丁目１８番１号

電話番号　０９６－３３３－２５８１

(3)　競争入札参加資格審査申請書の受付期間

公告の日から令和４年（２０２２年）１１月１７日（木）午後５時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

(4)　競争入札参加資格審査結果の通知

資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

(5)　入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和７年（２０２５年）３月３１日までとする。

(6)　有効期間の更新手続

(5) の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和６年（２０２４年）１０月１日から令和６年（２０２４年）１１月３０日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第１０号）第１条第１項各号に掲げる日を除く。）まで行う。

公　　告

熊本県公告第７３７号

土地改良法（昭和２４年法律第１９５号）第８８条第１項の規定により、県営天草中央南地区（大平工区）土地改良事業（区画整理）の計画を変更したので、同条第６項において準用する同法第８７条第５項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して１５日以内に審査請求をすることができる。

令和４年（２０２２年）１０月２８日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　縦覧に供する書類の名称
　変更後の県営天草中央南地区（大平工区）土地改良事業（区画整理）計画書の写し
２　縦覧期間
　令和４年（２０２２年）１０月３１日から令和４年（２０２２年）１１月２９日まで
３　縦覧場所
　天草市役所

熊本県公告第７３８号

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第２９条第１項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第３６条第３項の規定により次のとおり公告する。

令和４年（２０２２年）１０月２８日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
　菊池郡菊陽町大字原水字古閑原３４８３番の一部
　３６７．４３平方メートル
２　開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
　菊池郡大津町大字室２１２６番地グレイスＢ棟１０１号
　宮﨑　泰孝

熊本県公告第７３９号

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第２９条第１項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第３６条第３項の規定により次のとおり公告する。

令和４年（２０２２年）１０月２８日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
　菊池郡菊陽町大字原水字古閑原３４８３番の一部
　３７７．１５平方メートル
２　開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
　菊池郡大津町大字室２１２６番地グレイスＢ棟１０１号
　宮﨑　泰孝

熊本県公告第７４０号

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第２９条第１項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第３６条第３項の規定により次のとおり公告する。

令和４年（２０２２年）１０月２８日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
　菊池郡菊陽町大字原水字南受１０２１番３及び同１０２１番４の一部
　５７４．１６平方メートル
２　開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
　菊池郡大津町大字大津２８９番地３
　Ｓ・Ｐマネイジメント株式会社

熊本県公告第７４１号

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第２９条第１項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第３６条第３項の規定により次のとおり公告する。

令和４年（２０２２年）１０月２８日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
　菊池郡菊陽町大字曲手字八反畑３０４番１、同３１４番３、同３１５番１、同３１５

番２、同３１５番６及び同３１６番３
３，９２５．６４平方メートル
２　開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市東区保田窪本町４番３２号
株式会社ルミナスホーム

熊本県公告第７４２号

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第２９条第１項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第３６条第３項の規定により次のとおり公告する。

令和４年（２０２２年）１０月２８日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字原水字下八町２０６５番３、同２０７０番３、同２０７０番４及び同２０７０番７
１，４２９．２６平方メートル
２　開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市東区下江津三丁目１５番２号
株式会社熊本不動産ネット

熊本県公告第７４３号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第３７２号）第６条の規定により次のとおり公告する。

令和４年(２０２２年)１０月２８日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　競争入札に付する事項
(1)　委託業務名
令和５年度（２０２３年度）～令和９年度（２０２７年度）行政業務支援システム運用管理等業務
(2)　業務に係る発注・契約担当部局
熊本県企画振興部デジタル戦略局デジタル戦略推進課地域デジタル化推進班（熊本県庁行政棟新館９階）
郵便番号　８６２－８５７０　熊本市中央区水前寺六丁目１８番１号
(3)　業務に係る入札担当部局
熊本県出納局管理調達課調達班（熊本県庁行政棟本館２階）
郵便番号　８６２－８５７０　熊本市中央区水前寺六丁目１８番１号
(4)　業務委託の内容
令和５年度（２０２３年度）～令和９年度（２０２７年度）行政業務支援システム運用管理等業務要求仕様書（以下「仕様書」という。）による。
(5)　委託期間
契約締結の翌日から令和１０年（２０２８年）３月３１日まで
※令和５年（２０２３年）４月１日から運用を開始する。
(6)　履行場所
仕様書のとおり。
(7)　入札方式（紙入札併用案件）
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、４(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
ア　入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ　登録してある電子入札用電子証明書（以下「ＩＣカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ＩＣカードの再取得を準備している者
ウ　名称、住所、代表者等の変更によりＩＣカードの再取得を準備している者
(8)　入札金額
入札金額は、本委託業務に要する費用の総額とする。
なお、落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額により入札すること。
(9)　仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和３９年熊本県告示第４２０号）及び熊本県電子入札（物品調達・業務委等）運用基準の規定を準用する。
(10)　最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。

(11)　低入札価格調査の設定
この入札は、低入札価格調査の対象となる基準価格を設けているので、基準価格を下回った入札を行った者は、事後の事情聴取に協力すること。

２　入札参加者の必要な資格に関する事項
次の(1)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であること。

(1)　物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成１８年熊本県告示第５２１号）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」、営業種目が「情報処理業務（情報システム全般の設計、開発、維持管理）」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している者で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要なときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの期間以降も随時受け付けるが、３(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。
ア　競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付期間
公告の日から令和４年（２０２２年）１１月１７日（木）午後５時まで
イ　競争入札参加資格審査申請書の提出先
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館２階）
郵便番号　８６２－８５７０　熊本市中央区水前寺六丁目１８番１号
ウ　競争入札参加資格審査申請書等の様式、手引等
熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。
エ　提出の方法
イの提出先へ本公告の写しを添付の上持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。

(2)　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。

(3)　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。

(4)　要求仕様書の内容を満たしていることを証明できること。

(5)　熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要綱（平成１４年熊本県告示第８１１号）第２条第１項の規定による指名停止の期間中でないこと。

３　入札参加のための確認申請

(1)　提出書類
この入札に参加を希望する者は、２(2)から(4)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。
ア　競争入札参加資格確認申請書
イ　機能等証明書及び製品仕様書、カタログ等

(2)　提出方法
電子入札システムにより入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類をＰＤＦ形式で１つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イに掲げる書類の電子データの容量が３メガバイトを超える等１つのファイルに集約できない場合は、(1)イに掲げる書類の目録を(1)アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イに掲げる書類は、(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のＩＣカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

(3)　提出期間
公告の日から令和４年（２０２２年）１１月２５日（金）午後５時まで

(4)　提出先
１(3)の入札担当部局

(5)　確認結果の通知
電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

４　入札手続等

(1)　入札仕様等に対する質問の受付期間
１(2)の発注・契約担当部局において公告の日から令和４年（２０２２年）１１月２５日（金）午後５時まで受け付ける。

(2)　仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得
入札情報公開サービスシステム及び１(2)の発注・契約担当部局において公告の日から令和４年（２０２２年）１２月８日（木）まで行う。

(3)　入札の方法

ア　電子入札システムによる入札の方法
　電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和４年（２０２２年）１２月７日（水）午後５時までに電子入札システムにより入札すること。
イ　紙入札による入札の方法
(ア)日時　令和４年（２０２２年）１２月８日（木）午前１０時
(イ)場所　１(3) の入札担当部局
(ウ)入札書の提出方法
　くじ番号を記載した入札書（代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状）を(ｱ)の日時に(ｲ)の場所へ持参し提出すること。ただし、郵送による提出を行うときは、令和４年（２０２２年）１２月７日（水）（必着）までに１(3) の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書きするとともに、中封筒の表に１(1) の業務の名称及び開札日時を朱書きし、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書きした上で、１(1) の業務の名称を朱書きし、中封筒の中に再入札書を入れること。

(4)　開札の方法及び日時等
開札は、電子入札システムにおいて(3) イ(ｱ)の日時に行う。ただし、紙入札方式による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立ち会い（郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員）のもとに(3) イ(ｲ)の場所で開札を行うものとする。

(5)　入札の回数及び再入札の日時等
入札回数は、２回までとする。１回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の１時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。
なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

(6)　入札の無効
次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
ア　熊本県競争契約入札心得第８条各号（第３号を除く。）のいずれかに該当する入札
イ　錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
ウ　電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
エ　電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のＩＣカードを使用して行った入札
オ　紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札

(7)　入札金額の錯誤
入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を１(3) の入札担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出は４(3) アの電子入札システムによる入札期間内とする。
１(3) の入札担当部局は、申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。
ア　入札金額の総額と単価の取り違い
イ　入札金額単位の誤り

(8)　入札の中止等
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(9)　落札者の決定方法
開札後、熊本県会計規則（昭和６０年熊本県規則第１１号）第８９条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。
なお、本入札は地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の１０第１項の規定に基づき低入札価格について一定の基準を設けているため、その基準を下回った価格で入札を行った者は、最低価格をもって申込みをした者であっても落札者とならない場合がある。

(10)　入札保証金
免除する。

５　契約について
(1)　契約書の作成の要否
要
(2)　契約の締結期限
落札者の決定の日から起算して１０日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第１０号）第１条第１項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
(3)　落札者からの契約締結の申出期限
落札者の決定の日から起算して５日（熊本県の休日を定める条例第１条第１項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
(4)　契約保証金
契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第７７条第１項の規定により、契約金額の１００分の１０以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第２項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第７８条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。
ア　納付期限　(3) の申出期限
イ　提出場所　１(2) の発注・契約担当部局
６　その他
(1)　入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
(2)　この調達は、世界貿易機関（ＷＴＯ）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
７　問合せ
(1)　問合せ先
ア　入札の業務内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること。
熊本県企画振興部デジタル戦略局デジタル戦略推進課地域デジタル化推進班
電話番号　０９６－３３３－２１４５
ファックス番号　０９６－３８１－８２１１
イ　競争入札参加資格審査申請に関すること。
熊本県出納局管理調達課管理班
電話番号　０９６－３３３－２５８１
ファックス番号　０９６－３８１－９０１０
ウ　入札手続（紙入札移行承認等）に関すること。
熊本県出納局管理調達課調達班
電話番号　０９６－３３３－２５８０
ファックス番号　０９６－３８１－９０１０
エ　電子入札システムの操作方法に関すること。
くまもと県市町村電子入札コールセンター
電話番号　０９６－３７３－２０３２
ファックス番号　０９６－３７０－５４５５
(2)　受付時間
午前８時３０分から午後５時１５分まで（熊本県の休日を定める条例第１条第１項各号に掲げる日を除く。）
８　Ｓｕｍｍａｒｙ
(1)　Name and Content of Consignment
Administrative Affairs Support System operation and management service
(2)　Date and Place for tender
Date: December 8th, 2022 10:00 a.m.
Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
Management and Purchasing Division
(2nd floor of Prefectural Government Main building)
(3)　Name of Department in Charge of Bidding Contract
Information and Planning Division, Tranportation Policy and Information Bureau
Kumamoto Prefectural Government
6-18-1 Suizenji, Chuo-ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
862-8570, Japan
Phone : 096-333-2145
(4)　Other
Language : Japanese
Currency : Japanese Yen